生徒会サミット参加校からの質問に対して

Q１．新型コロナウイルス感染症等により、急な臨時休業となった場合、生徒は参加しな

いといけないか？

A１．参加しなくて結構です。

　　　※市町村教育委員会は、可能であれば代理の学校を探してください。

　　　※「前日に判明」など、対応不可の場合は、不参加となっても構いません。

Q2．新型コロナウイルス感染症等により、予定していた生徒が参加できなくなった場合（濃厚接触者等）、どうすればよいか？

A２．代理を立てることができれば、代理の生徒の参加をお願いします。また、１名での参加も可能です。

※２名とも参加不可の場合、参加予定校了解のもと、市町村教育委員会の判断で、他校が参加しても構いません。

※「前日に判明」など、対応不可の場合は、不参加となっても構いません。

Q３．参加生徒のうち、１名は府議会議場、１名はリモートを希望している場合、対応可能か？

A３．参加生徒２名が１市町村の代表として、議場もしくはリモートにて班に分かれて協議等を行うため、どちらかの方法に揃えてください。

Q４．感染状況等により、生徒の参加方法の変更（例えば、議場からリモート）は可能か。

A４．市町村教育委員会へ、１週間前（11/５）までに連絡してください。

※市町村教育委員会は至急、下記担当まで連絡ください。

Q５．第２回リモートテストに行事の都合上、生徒が参加できない場合、どうすればよいか？

A５．できる限りの参加をお願いしたいが、不参加でも構いません。同じグループの他市町村のために、教員は参加してください。

|  |
| --- |
| 連絡先担　当　 小中学校課 生徒指導グループ　日高電　話　　06-6944-3823（内線）5483F A X　　06-6944-3826E-mail HidakaK@mbox.pref.osaka.lg.jp |

⇒新型コロナウイルス感染症を踏まえて、府教育庁では、できる限り柔軟な対応をしたいと考えております。しかし、準備物やグループ協議の班分け等により、対応が難しくなる場合があることをご了承ください。質問や変更がある場合、下記担当まで、お問い合わせください。